

「振込口座等登録（変更）申請書」記入上の注意

～振込口座等登録のお願い～

1 振込口座等登録とは

鳥取県では、より安全、確実、迅速にお支払いするため、氏名や振込口座等を申請していただくことをお願いしています。

2 提出書類

(1) 振込口座等登録（変更）申請書

申請書は、県の各機関で配布するほか、以下のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/201940.htm>

(2) 口座情報を確認できる書類(通帳の写し等)

「店番」「口座番号」「口座名義人のカナ名」の3点を確認できる書類が必要です。

(通帳の写しの例)

(表紙表面) ○○銀行

店番 口座番号

054 9876543

(株)鳥取財務会計事務所 東部支社

普通預金通帳

この部分が分かるようコピーしてください

(表紙裏面)

お名前 **カトトリザイムカイケイジムシヨ** 様

お届け印の貼付は廃止しました。

(ゆうちょ銀行の場合)

記号番号
15220 1234578

おなまえ **ユウチヨ タロウ 様** お届け印

おところ (郵便番号 683-0054)
鳥取県米子市純町一丁目
160-18

株式会社 ゆうちょ銀行 印紙税申告納付につき△△
税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください。

利用欄

振替口座開設(送金機能)	通常貯金ご利用の上限額	10,000,000円
キャッシュサービス	代理人カード	デビットサービス
定期定期自動貸付け	国債等自動貸付	

銀行使用欄

この部分が分かるようコピーしてください

全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください
【店名】五二八(読み ゴニハチ)
【店番】528【預金種目】普通預金【口座番号】0123457

「振込口座等登録（変更）申請書」の記入について

- 1 「振込口座等登録（変更）申請書」は、奨学資金を奨学生本人の金融機関口座に振り込むために必要なものです。（普通預金口座を使用してください。）
- 2 金融機関の口座名義は、必ず奨学生本人のものを使用してください。本人以外（例えば家族等）の名義の口座には、送金することができません。
本人名義の口座がない場合は、早急に本人名義の口座を開設してください。
- 3 記入にあたっては、別添の記入例を参考にし、正確に記入してください。
また、印鑑の押し忘れがないか確認してから提出してください。なお、訂正したい場合は取り消し線を引き、同じ印鑑で訂正印を押印してから、正しい内容を記載してください。修正液による修正は行わないでください。
- 4 通帳の写しは、必ず店番、口座番号、口座名義人のカナ名が分かる部分を添付してください。ゆうちょ銀行の通帳の写しを添付する場合は、必ず振込用の店番、預金種目、口座番号、口座名義人のカナ名が分かる部分を添付してください。
- 5 金融機関の口座については、特別な事情がないかぎり、原則として貸与終了まで同じ口座に振り込みます。

記入にあたって不明な点がある場合は、御連絡ください。

（連絡先）〒680-8570
鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会事務局育英奨学室
（電話）0857-29-7145
（ファクシミリ）0857-26-8176